公共工事等に係る情報の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)ならびに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)の規定に基づき、秋田市又は秋田市上下水道局が発注する工事、測量、建設コンサルタント業務等(以下「工事等」という。)の入札および契約に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工事の発注見通しの公表)

- 第2条 秋田市又は秋田市上下水道局が発注を予定しているすべての工事について、毎年度4月1日時点のものを遅滞なく、公表することとし、7月1日、10月1日および1月1日時点の見直しで当該事項に変更がある場合は、変更後の当該事項を遅滞なく、公表するものとする。
- 2 前項の公表内容は、次のとおりとする。
 - (1) 工事の名称、工事場所、種別、期間および概要
 - (2) 入札方法および入札を行う時期
- 3 発注見通しの公表は、対象とする工事の発注見通しが確定した日から当該年度の3月31日までの間、契約課において閲覧に供する方法又は市のホームページに掲載する方法で行うものとする。

(入札および契約の過程に関する事項の公表)

- 第3条 入札および契約の過程に関する事項の公表内容は、次のとおりとする。
 - (1) 一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格および資格を 有する者の名簿
 - (2) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
 - (3) 工事等の名称、場所、種別および概要
 - (4) 工事等の着手時期および完成の時期
 - (5) 予定価格
 - (6) 最低制限価格又は調査基準価格
 - (7) 指名競争入札において指名した者の商号又は名称およびその者を指名した 理由
 - (8) 公募型指名競争入札において当該競争入札に参加しようとした者の商号又は名称ならびに当該競争入札で指名されなかった者の商号又は名称およびその者を指名しなかった理由
 - (9) 入札者の商号又は名称および入札金額
 - (10) 落札者の商号又は名称および落札金額
 - (11) 契約の相手方の商号又は名称および住所
 - (12) 契約金額
- 2 公表の時期は、前項第1号から第5号までに掲げる事項の公表にあっては入 札執行前に、同項第6号から第12号までに掲げる事項にあっては入札執行後に、 遅滞なく、行うものとする。

3 第1項の規定により公表した工事等の契約を変更したときは、変更理由なら びに変更後の工事等の概要、完成の時期および契約金額を遅滞なく、公表する ものとする。

(随意契約を行った場合における契約に関する事項の公表)

- 第4条 随意契約を行った場合は、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものと する。
 - (1) 契約の相手方の商号又は名称および住所
 - (2) 工事等の名称、場所、種別および概要
 - (3) 相手方の選定理由
 - (4) 工事等の着手時期および完成の時期
 - (5) 契約金額
 - (6) 予定価格
 - (7) 契約を変更したときは、変更理由ならびに変更後の工事等の概要、完成の時期および契約金額

(指名停止措置等に関する事項の公表)

- 第5条 秋田市指名停止措置要綱に基づき有資格業者の指名停止措置を行ったと きは、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 指名停止措置を受けた者の商号又は名称および所在地
 - (2) 指名停止の期間
 - (3) 指名停止の理由
- 2 前項の公表事項を変更したときは、遅滞なく、変更後の事項を公表するものとする。

(公表方法)

第6条 第3条および第4条ならびに第5条の規定による公表は、契約課において閲覧に供する方法又は市のホームページに掲載する方法で行うものとする。

(公表の期間)

- 第7条 第3条および第4条の規定により公表した事項については、公表した日 (第3条に掲げる事項のうち、契約の締結前に公表した事項については、契約 を締結した日)の翌日から起算して1年間が経過する日まで閲覧又は掲載を行 うものとする。
- 2 第 5 条の規定により公表した事項については、指名停止の期間を公表の期間 として閲覧又は掲載を行うものとする。

附則

- 1 この要領は、平成24年8月7日から施行する。
 - (公共工事等に係る入札結果等の公表要領の廃止)
- 2 公共工事等に係る入札結果等の公表要領 (平成6年4月1日制定) は、廃止する。